

# 第1章 地域福祉計画の策定にあたって

## 1. 地域福祉計画とは

地域福祉とは、すべての人が個人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で、その人らしく自立し、安心して暮らし続けることができるよう、地域住民、行政、福祉事業関係者などが協働し、地域の生活課題の解決や安心して暮らせる地域社会を持続させていく取組です。

この地域福祉の推進においては、地域の生活課題や現状を明らかにし、地域社会を構成する地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉事業関係者などが連携・協働し、生活課題を解決するための仕組みや取組を計画的に推進する必要がある、そのための行政計画が「地域福祉計画」です。

また、平成29年（2017年）6月に社会福祉法の一部が改正され、これまで任意とされてきた市町村及び都道府県における地域福祉計画の策定が努力義務とされ、地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉、その他の福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

（参考）社会福祉法

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項

三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項

四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

五 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2. 計画策定の背景と趣旨

本市では、平成 24 年（2012 年）3 月に「宝塚市地域福祉計画（第 2 期）」（以下、「第 2 期計画」という。）を策定し、「すべての人が互いを認め合い、支え合い、共に輝きつづける 安心と活力のまち 宝塚」を基本理念に、地域住民の交流促進や福祉人材の育成、支援体制の充実、福祉の拠点づくりなど、様々な施策を展開してきました。

わが国は、少子高齢化が年々進むとともに、平成 20 年（2008 年）をピークとし、人口減少社会に突入したことから、誰もが活躍できる一億総活躍社会づくりが進められています。福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」の実現が重要であるとされています。

平成 28 年（2016 年）7 月、厚生労働省に「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部」が設置され、平成 28 年（2016 年）10 月から「地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会（地域力強化検討会）」において、地域共生社会の実現に向けた議論が進められました。

平成 29 年（2017 年）6 月には「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険等の一部を改正する法律」が成立し、社会福祉法が一部改正されました（平成 30 年（2018 年）4 月施行）。

法改正により、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念と、これを実現するために、市町村が包括的な支援体制づくりに努める旨が規定されました。また、地域福祉計画は、高齢者や障害者など、福祉の各分野における共通的な事項を記載する上位計画として位置づけられました。

地域福祉に対する新たな考えや取組が展開される中、少子高齢化の進展をはじめ、ライフスタイル<sup>1</sup>の変化や個人の価値観の多様化、家族や地域の支え合い機能の低下など、従来から言われてきた福祉的な課題に加え、近年では生活困窮、社会的孤立、子どもの貧困など、新たな課題も浮上しています。地域には様々な不安や悩みを抱える人が多く存在し、解決に向けた取組を進める必要があります。

このように第 2 期計画策定以降、社会情勢は大きく変化していることから、本市が抱える問題・課題等を適切に把握し、その改善に向けた取組を計画的に進めるため、新たに「宝塚市地域福祉計画（第 2 期 改訂版）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

### 「碍」の文字について

宝塚市では、平成 31 年（2019 年）4 月 1 日から、市で取り扱う公文書においては「障害」を「障碍（がい）」と表記することとしました。この計画においても、法令や制度、個別の名称などを除いては、「障碍（がい）」と表記しています。

「碍」には「さまたげ」や「バリア」の意味があり、このバリアは、個人の心身機能が原因で生じるものではなく、道路や施設、制度、慣習や差別的な観念など社会的障壁との相互作用によって創り出されているもので、この社会的障壁を取り除くことは社会の責任です。「障碍（がい）」と表記を改めることで、今後も心のバリアフリーを発信していければと考えています。

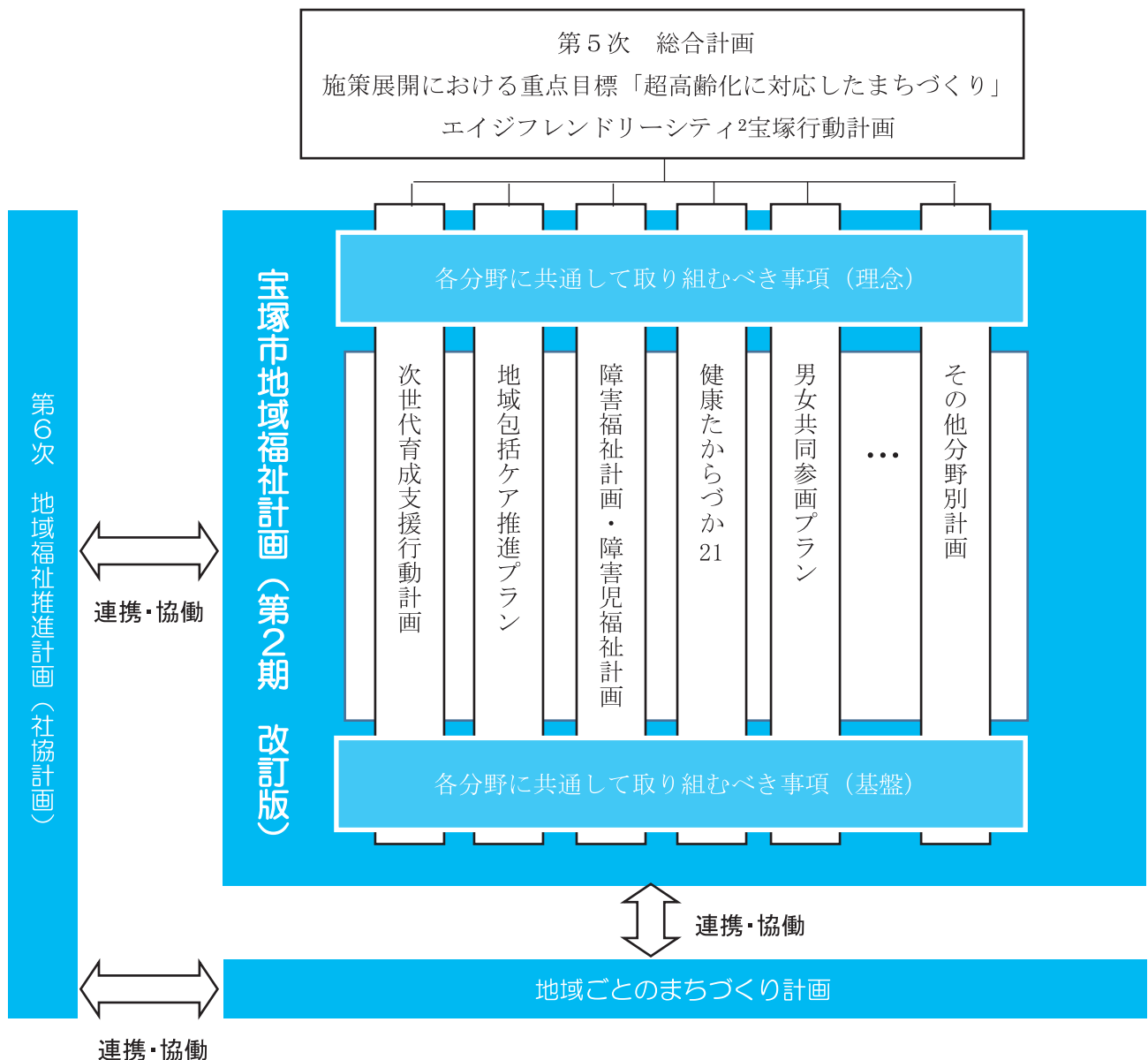
<sup>1</sup> ライフスタイルとは、生活様式、生活の営み方、その人の人生観や価値観、習慣等を含めた個人の生き方をいう。

### 3. 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条の規定に基づく市町村地域福祉計画として策定します。

また、本計画は「第 5 次宝塚市総合計画」を上位計画とし、子育て支援や高齢者福祉、障碍（がい）者福祉など、福祉の各分野別計画の上位計画と位置づけ、調和・整合を図るものとします。

併せて、本計画の推進にあたっては、車の両輪の関係にある宝塚市社会福祉協議会の「地域福祉推進計画」と、まちづくり協議会の「地域ごとのまちづくり計画」との連携・協働を図り、地域住民、行政、市民活動団体、関係機関、福祉関係事業者などの連携・協働による地域福祉を推進することとします。



各計画と地域福祉計画の関連

<sup>2</sup> エイジフレンドリーシティの取組とは、本市が超高齢社会に対応し、全ての人が「支援する」か「支援される」かの固定的な立場に立つのではなく、状況とそれぞれの人が持つ能力に応じて互いに支え合うという双方向の関係性により、協働の取組を進めることをいう。

また、本計画における支援の対象者は幅が広いことから、地域福祉の推進に関連する各種法律の目的や意図、内容なども加味し、計画を策定していきます。

(参考) 地域福祉計画に関連する法律 (一部)

介護保険法、子ども・子育て関連3法、子どもの貧困対策の推進に関する法律、災害対策基本法、障害者総合支援法、障害者差別解消法、消費者安全法、生活困窮者自立支援法など

#### 4. 計画の期間

本計画は、2019年度から2020年度までの2か年計画ですが、2021年度から2025年度までの第3期計画を見据えた計画とします。

ただし、社会情勢や制度の見直し、上位計画の改訂・改定など、状況に変化が生じた場合には、計画期間中においても必要な見直しを行うものとします。

	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025
総合計画	第5次前期	第5次 後期基本計画					第6次(予定)				
地域福祉計画	第2期				本計画 (改訂版)	第3期(予定)					
地域福祉推進計画 (社会福祉協議会)	第5次		第6次				第7次(予定)				

## 5. 計画の策定体制

### (1) アンケート調査の実施

地域福祉計画改訂にあたり、市民及び地域の福祉活動者に対して福祉・まちづくりへの意識等を把握するため、アンケート調査を実施しました。

#### 1) 市民調査（宝塚市地域福祉計画改訂に関するアンケート調査）

調査対象	宝塚市在住の18歳以上の市民2,500人（無作為抽出）
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年（2018年）7月19日～8月3日
配布・回収状況	配布数：2,500件、有効回収数963件、有効回収率：38.5%
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自身と家族のことについて</li> <li>2. 居住地域や近所づきあい等について</li> <li>3. 地域での活動などについて</li> <li>4. 地域福祉に関連する実態と意識について</li> <li>5. 日常生活での不安・悩み、情報の入手などについて</li> <li>6. 地域福祉に関する制度・機関等、今後の地域福祉の推進について</li> </ol>

#### 2) 福祉活動者調査（宝塚市地域福祉計画の改訂に向けた活動者アンケート調査）

調査対象	民生委員・児童委員、自治会長、ボランティア <sup>3</sup> 活動の活動者688人	
調査方法	郵送や会議での配布、郵送による回収	
調査期間	平成30年（2018年）7月10日～8月3日	
回収状況・配布	民生委員・児童委員	配布数：274件、有効回収数128件、有効回収率：45.3%
	自治会長	配布数：281件、有効回収数146件、有効回収率：52.0%
	ボランティア	配布数：133件、有効回収数74件、有効回収率：55.6%
調査項目	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 自身のことについて</li> <li>2. 地域福祉活動の状況や活動に対する意識について</li> <li>3. 地域の状況・活動における課題などについて</li> <li>4. これからの地域福祉活動について</li> </ol>	

<sup>3</sup> ボランティアとは、一般に「自発的な意思に基づいて人や社会に貢献すること」を意味する。「自発性：自由な意思で行うこと」「無償性：利益を求めないこと」「社会性：公正に相手を尊重できること」といった原則がある。

## (2) 宝塚市地域福祉計画改訂ワーキング会議の開催

地域福祉活動の実践者や当事者、関係機関・団体などで構成されるワーキング会議において、以下のテーマに関する地域・当事者の現状・課題、課題の解決策などに関するグループ討議を全3回実施しました。

参加者	住民組織（民生委員・児童委員連合会、自治会、まちづくり協議会等）、障碍（がい）者当事者団体、PTA、NPO法人、中間支援組織、店舗（拠点提供）、相談機関、地域活動支援センター、児童館、社協、行政（関係課担当者）
学識経験者	藤井博志氏 関西学院大学人間福祉学部社会福祉学科教授、宝塚市社会福祉審議会会長 南友二郎氏 桃山学院大学社会学部社会福祉学科講師、宝塚市社会福祉審議会委員

第1回	日時	平成30年（2018年）6月25日（月）14:00～16:30
	参加者数	28名
	テーマ	「地域で生きづらさを感じている人」を支える ①今まで取り組んできたこと・生きづらさを感じている人や地域の現状 ②今後の課題と感じていること・今後取り組むべきこと
第2回	日時	平成30年（2018年）7月3日（火）14:00～16:30
	参加者数	25名
	テーマ	共生社会と「拠点」のあり方 ①理想となる拠点 ②拠点の現状・課題 ③特徴的な課題の解決策（特徴的な課題3つに対して）
第3回	日時	平成30年（2018年）7月30日（月）9:30～12:00
	参加者数	27名
	テーマ	学校－地域間連携のあり方 ①子どもが抱えている課題 ②出てきた課題の中から、乗り越えなければならない課題と、それを現実的に前に進めるには何ができるか、何をしなければならないのか

### (3) 宝塚市地域福祉計画改訂に関する専門職ヒアリング調査

地域福祉に関する専門職を対象に、分野横断的な支援に関する課題や今後必要となる方向性等を議論するため、ヒアリング調査を実施しました。

なお、事前に「分野内の課題解決の試み」「分野横断的な事案への対応」に関してヒアリングシートを配布し、当日はその結果を踏まえて議論を進めました。

参加者	健康福祉事務所、地域包括支援センター、障害相談支援事業所、権利擁護支援センター、せいかつ応援センター、社協地区担当支援課
日時	平成30年(2018年)8月30日(木)14:00~16:00
参加者数	6名
テーマ	<ul style="list-style-type: none"><li>・分野内、組織内の課題解決プロセスの現状・課題について</li><li>・分野横断的な事案への関わり方の現状・課題について</li><li>・分野横断的な事案等への対応に関する今後の方向性について</li></ul>

### (4) 宝塚市社会福祉審議会及び小委員会の開催

宝塚市社会福祉審議会は、高齢者福祉、障碍(がい)者福祉などの社会福祉に関する事項を審議するために設置された市の附属機関であり、知識経験者や関係団体の代表、公募の市民等で構成されます。また、本計画に関し専門的・集中的に検討するため、当該審議会の中に、審議会の委員、地域福祉の関係者、ボランティアの代表などで構成する小委員会を設置しました。

これらの審議会・小委員会で、庁内検討会で作成した原案について、専門的かつ多様な観点から検討・審議を行いました。

### (5) パブリックコメント<sup>4</sup>の実施(予定)

本計画を策定するにあたり、市ホームページ等で本計画の素案を公表し、広く市民の意見を募る予定です。

<sup>4</sup> パブリックコメントとは、基本的な事項を定める計画や条例などを制定する前に、市民に計画案や条例案を示し、意見などを募集する制度をいう。